

日本スポーツ少年団登録期間以降の追加登録について

令和2年10月
大分県スポーツ少年団

1. はじめに

令和2年度から日本スポーツ少年団の登録は、Web登録新システムを利用することとなりました。日本スポーツ少年団の登録期間（10月9日）を過ぎての追加登録（以下、『県追加登録』という）に関しては、県独自の手続きをおこなう必要があります。県本部と市町村本部が共通認識を図り、『県追加登録』が円滑におこなえるよう御協力をお願いします。

2. 登録とは

スポーツ少年団登録とは日本スポーツ少年団登録のことであり、Web登録で用いる『登録』や『追加登録』は全て日本スポーツ少年団登録を意味します。従って本来は『登録』に『県登録のみ』や『市町村登録のみ』というものは無く、日本スポーツ少年団が定めている登録可能期間内にWebシステムによって『登録』を完了することが原則です。

しかし、期限までに『登録』できなかった指導者や団員は、スポーツ少年団行事への参加ができなくなることから、当該年度に日本スポーツ少年団に登録済みの団において、10月9日以降に追加登録を希望する指導者や団員に対しては、大分県スポーツ少年団が独自に定める『県追加登録』を認めることによって、県内のスポーツ少年団行事に参加できるよう救済措置を講じています。（ただし、九州・全国につながる大会には参加できません）

なお、『県追加登録』の指導者・団員は日本スポーツ少年団のWeb登録システムには反映されませんので、次年度引き続き登録する際には、Web登録において新規登録が必要です。

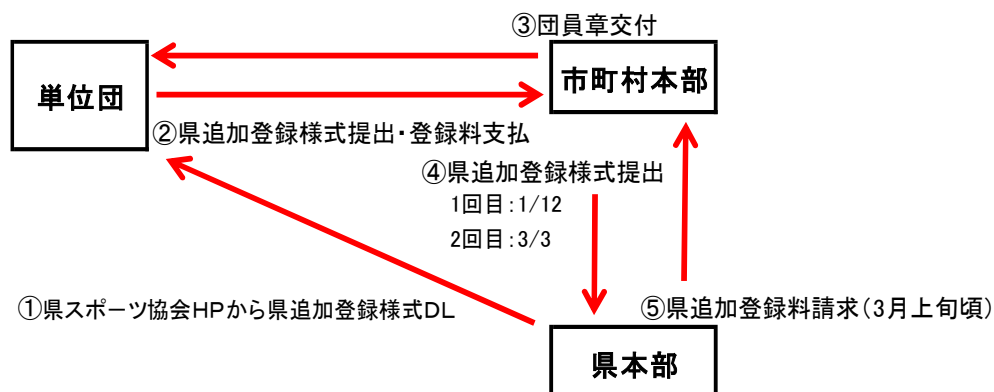
3. 『県追加登録』の手順

10月9日以降の『県追加登録』は、市町村本部を通じて随時受付をします。

大分県スポーツ協会HP (<http://sports-oita.jp/>) から、DLした県追加登録様式に必要事項を記入のうえ、県本部に提出（1月、3月）してください。

県追加登録料（指導者・団員ともに200円）は、県本部から市町村本部あてに3月上旬頃まとめて請求します。

【 県追加登録手順のイメージ 】



※不明な点などありましたら、大分県スポーツ少年団本部（担当：仲摩）へお問い合わせください。